

書類審査

令和元年度 こしき地域生産農家支援事業補助金 評価表 NO. 29

所管部課名	農林水産部畜産課	担当者	高原 幸浩					
事務事業名	畜産経営安定支援事業費							
根拠法令	こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	973 千円	国県支出金 千円	一般財源 973 千円	その他 千円	その他の内容			
成果指標①	繁殖用雌牛頭数（甌地域）	目標値		目標年度				
成果指標②	子牛セリ市平均価格（甌地域）	薩摩中央家畜市場平均価格		令和5年度				
補助対象者	甌島地域肉用牛振興会							
補助対象経費	子牛預かり施設航送料、放牧地整備、家畜診療に要する経費の一部助成							
補助対象事業・活動の内容	肉用牛経営における甌地域特有の課題解決に向けて支援することで、甌地域の肉用牛農家の経営安定と肉用牛振興を図るもの。							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 ・子牛預かり施設航送料：実費相当額×1/5以内 ・放牧地整備助成：1農家1/3以内（上限200千円） ・家畜診療助成：家畜診療に係る経費の2/3以内							
上記項目の積算方法	・子牛預かり施設航送料：実費相当額×1/5以内 ・放牧地整備助成：1農家200千円×2戸 ・家畜診療助成：去勢4,115円×2/3以内、妊娠鑑定2,057円×2/3以内、 イージーブリード2,500円×2/3以内							
補助 過去3 カ 年 の 決 算 状 況 等 の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	1,852,340	80.2%	5,003,616	85.9%	1,523,440	70.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	1,593,140	69.0%	4,761,216	81.7%	980,528	45.5%
		寄付金・その他助成	259,200	11.2%	242,400	4.2%	542,912	25.2%
		市補助金	456,000	19.8%	823,000	14.1%	633,000	29.4%
	支出			0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,308,340	100.0%	5,826,616	100.0%	2,156,440	100.0%
		事業費	2,308,340	100.0%	5,826,616	100.0%	2,156,440	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,308,340	100.0%	5,826,616	100.0%	2,156,440	100.0%
	支出計/前年度支出計				252.4%		37.0%	
	自己資金/前年度自己資金				270.1%		30.4%	
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		3		3		3	
	成果指標の推移①		181頭		174頭		171頭	
	成果指標の推移②		704,785円		688,764円		662,007円	
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 ・奄美群島振興特別措置法では、農林水産物に係る輸送費を全額補助していることに鑑み、国会議員など関係者と連携を図り、有人国境離島法を活用した補助率を検討されたい。 【前回評価への回答】 「航送料補助」について、平成29年度施行の有人国境離島法による財源充当を活用し、本土地域との格差是正を図っている。 【事業のPR方法】年度当初の振興会総会、巡回指導時に実施 【費用対効果】甌地域の地理的不便性の解消、甌地域特有の経営形態である放牧地の整備、また本年度から甌地域の家畜診療業務を従来の甌地域獣医師委託業務から、本土地域からの北薩農業共済組合獣医師が行う獣医業務に見直したことに伴う家畜診療の本土地域との格差是正の解消を行うことで、甌地域の肉用牛振興が図られ、費用対効果も高くなる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助対象者である甌島肉用牛振興協議会には、甌地域の全肉用牛農家が参加しており、甌地域の畜産振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	甌地域から本土地域への子牛の輸送による地理的ハンディの解消及び甌地域特有の経営形態である放牧地の整備等を図ることは、甌地域の畜産振興上必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	当該事業の優良雌牛導入事業等により、薩摩中央家畜市場での子牛平均価格差が詰まってきており、所得向上が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌全域の肉用牛農家を対象とした事業であり、甌地域の全肉用牛農家が参加している甌島肉用牛振興協議会が事業主体となることが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	甌地域に特化した事業であり、地理的ハンディの解消等甌地域の肉用牛農家への支援として最も妥当な施策である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領に規定されており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 甌地域に特化した事業であり、地理的ハンディの解消等甌地域の経営安定に寄与している。今後は、甌地域の肉用牛農家の経営状況、肉用牛情勢等を見極めながら現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げるこしき地域生産農家支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、農業者の組織する団体に対して交付する。

2 こしき地域生産農家支援事業補助金に係る補助事業等は、甑地域における肉用牛経営の課題を解決し、肉用牛農家の経営安定と畜産振興を推進するために行うものである。

(補助金の額)

第3条 こしき地域生産農家支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 こしき地域生産農家支援事業補助金事業は次のいずれかに該当する場合にはこれを交付する。

- (1) 子牛預かり施設航送料
- (2) 家畜診療に要する支援
- (3) 放牧地整備に対する支援
- (4) その他必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 こしき地域生産農家支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 こしき地域生産農家支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にこしき地域生産農家支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 こしき地域生産農家支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 当該補助事業等に係る納入確認写真
 - (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類
- (効果の測定)

第8条 こしき地域生産農家支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市産地域における次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本土地域との航走料に係る是正率
- (2) 子牛セリ市価格

(補助事業者等の責務)

第9条 こしき地域生産農家支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 こしき地域生産農家支援事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。